

年金 2 (問題)

問題 1. 以下の各問に答えよ。(1)～(4)については、さらに関連質問について解答せよ。

(35 点)

(1) 厚生年金基金の設立要件に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

ア. 一部の加入員を加算適用加入員としない場合で、その割合が 2 割を超える時は、基本部分の代行部分への上乗せ支給率を 1000 分の 0.4 以上としなければならない。

イ. 加入員が加算適用加入員となるまでに加入員期間による待期を設ける場合、単独設立・連合設立・総合設立のいずれの厚生年金基金であっても、その待期期間を加入員期間 5 年とすることができる。

ウ. 加算部分の給付設計をポイント制とする場合は、昇格の規定が明確に定められていなければならない。かつ、新規加入員すべてに最も高い資格への昇格の可能性があることが必要である。

エ. 加算年金の支給要件の設定にあたっては、原則として加算適用加入員期間、退職又は年齢を基準として定めるが、新規加入者の 2 割以上の者が要件を満たすように設定することが必要である。

(質問) 加入員が加算適用加入員となるまでに年齢による待期を設ける場合の、当該年齢に関する条件を簡記せよ。

(2) 厚生年金基金の過去勤務債務の償却方法等に関する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 財政検証において、過去勤務債務の残余償却期間は、直前の財政計算において設定した過去勤務債務の予定償却期間から、当該財政計算の予定償却開始日から財政検証の基準日までの経過期間を控除した期間とすることが必要であるが、過去勤務債務の弾力償却を行った場合においては、当該償却額に対応する期間分をさらに短縮することが必要である。
 - イ. 財政検証において、過去勤務債務の償却方法を元利均等方式としている場合の未償却過去勤務債務残高(移行調整金残高を除く。)は、原則として、直前の財政計算において算定された特別掛金ならびに基準日における加入員数、給与の額および過去勤務債務の残余償却期間に基づいて算定した特別掛金収入現価とすることが必要である。
 - ウ. 財政計算における過去勤務債務の予定償却完了日は、設定する特別掛金が直前の財政計算において設定した特別掛金を下回らず、かつ過去勤務債務を3年で償却するとしたときの特別掛金を上回らない範囲で、予定償却開始日から起算して20年以内の日とすることが原則であるが、未償却過去勤務債務残高の予定償却完了日が、直前の財政計算における予定償却完了日よりも早まる場合には、当該特別掛金は、直前の財政計算において設定した特別掛金を下回ることができる。
 - エ. 掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては同一の算定方法による必要があるが、特別掛金は、未償却過去勤務債務残高、厚生年金基金への編入時期、一時払掛金額等の客観的かつ合理的な基準に基づいて、設立事業所毎に異なる算定方法によることができる。
- (質問) 厚生年金基金の過去勤務債務の定率償却について、厚生年金基金財政運営基準に定められている取扱いを簡記せよ。

(3) 厚生年金基金が解散をする場合、代議員会における解散の議決の前に完了していなければならない手続きに関する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 設立事業所に使用される加入員の 3 分の 1 以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意を得ていることが必要である。
- イ. 代議員会における議決前 1 月以内現在における加入員総数の 4 分の 3 以上の同意を得ていることが必要である。
- ウ. 代議員会における議決前 1 月以内現在における受給権者の 4 分の 3 以上の者に対して、解散理由等に係る説明を文書または口頭で行っていることが必要である。
- エ. 代議員会における議決前 1 月以内現在における全設立事業所の事業主の 4 分の 3 以上の同意を得ていることが必要である。

(質問) 「厚生年金基金解散認可基準」において条件とされている解散理由を簡記せよ。

(4) 老齢厚生年金に関する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 老齢厚生年金の平成 10 年度の年金額は、総務庁において作成する平成 9 年における年平均の全国消費者物価指数の平成 5 年の物価指数に対する上昇率に基づき改定された。
- イ. 被保険者期間が 300 月に満たない者の老齢厚生年金の年金額は、当該受給権者の被保険者期間が 300 月であったものと見なして算定する。すなわち、老齢厚生年金には最低保障が設けられている。
- ウ. 老齢厚生年金の受給権者に、その権利を取得した当時その者によって生計を維持していた 65 歳未満の配偶者があるときは、当該老齢厚生年金に加給年金額が加算される場合があるが、生年月日による経過措置者を除いて当該受給権者の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 未満のときは、この加給年金額は加算されない。
- エ. 特別支給の老齢厚生年金は、被保険者期間が 1 年未満の者には支給されない。

(質問) 老齢厚生年金の年金額を算定するときに行われる標準報酬月額の見直しは再評価率を用いて行われるが、この再評価率を定めるときの考え方を簡記せよ。

(5) 厚生年金基金が変更計算により財政計算を行う場合として厚生年金基金財政運営基準に掲げられている事項のうち 7 つを記せ。

問題 2. 厚生年金基金の加算部分の給付設計に関する以下の問に答えよ。なお、解答にあたっては、末尾枠内の(前提)に記載の事項は所与のものとし、表[参考数値]を使用すること。

(25 点)

(1) 厚生年金基金の加算部分の給付設計において以下の①～⑥案がある場合に、各案を標準掛金率が低い順に並べよ。但し、次の条件を満たさない制度については除外すること。なお、加算適用加入員が死亡した場合の遺族給付が標準掛金率に与える影響については、考慮する必要はない。

(条件) 加算部分の給付は、退職金制度から移行しており、加算年金は脱退時に希望すれば移行した退職金相当額の一時金が給付されること。

(給付設計)

①～⑥案に共通の給付設計部分

勤続 15 年未満または 60 歳未満脱退 : 脱退一時金

勤続 15 年以上かつ 60 歳以上脱退 : 即時支給開始 N 年保証終身年金(保証期間終了後年金額を X% に改定)

(注) 上記の給付設計は、設立認可基準を満たすものとする。

①～⑥案で異なる給付設計部分

(予定利率・年金換算率・保証期間・保証期間終了後の額改定割合(上記の X% をいう))

制度案	予定利率	年金換算率	保証期間	額改定割合
①案	5.50%	5.50%	15 年	50%
②案	5.50%	5.50%	18 年	80%
③案	5.50%	5.50%	20 年	100%
④案	5.50%	4.00%	15 年	50%
⑤案	4.00%	4.00%	15 年	50%
⑥案	4.00%	4.00%	20 年	90%

(注1) プラスアルファは、いずれの案であっても 80%～100%程度であることがわかっているものとする。

(注2) 年金給付の設計では、退職金制度から移行する一時金額と保証期間の年金給付の年金換算率(注3)による現価を等しくするものとする。

(注3) 年金換算率とは、一時金額(支給率)を保証期間の年金給付(支給率)に換算するときに使用する利率をいう。

(2) A厚生年金基金の加算部分の現在の制度は、次の点を除き(1)の給付設計となっているものとする。

A厚生年金基金の予定利率・年金換算率・保証期間・保証期間終了後の額改定割合

予定利率	年金換算率	保証期間	額改定割合
5.50%	5.50%	15年	100%

A厚生年金基金では、再計算において、年金資産の長期の期待収益率が従来採用していた予定利率（5.5%）を下回ることから、予定利率を4.0%に引下げることにした。

しかしながら、この措置を採った場合、当面の掛金負担が大幅に上昇するため、加算部分の年金換算率・保証期間・保証期間終了後の額改定割合を見直す制度変更を行いたい意向を持っている。具体的には、(1)の⑤案または⑥案のうち掛金負担がより少なくなる制度を希望している。

A厚生年金基金の制度変更の意向に対し、どのような説明をすべきか意見を述べよ。

(前提)

財政方式 : 加入年齢方式
 予定脱退率 : 各年齢とも0
 予定新規加入年齢 : 20歳
 計算上の定年年齢 : 60歳

表[参考数値]

60歳支給開始保証付終身年金の60歳における現価率

予定利率	保証期間	現価率		
		保証部分	終身部分	合計
4.0%	15年	11.30	3.42	14.72
4.0%	18年	12.87	2.31	15.18
4.0%	20年	13.82	1.72	15.54
5.5%	15年	10.27	2.52	12.79
5.5%	18年	11.50	1.65	13.15
5.5%	20年	12.22	1.21	13.43

問題 3. A、B いずれかを選択し、解答せよ。

(40 点)

A. 厚生年金・国民年金の平成 11 年財政再計算に関連する次の問に答えよ。

- (1) 厚生年金・国民年金の平成 11 年財政再計算と、平成 6 年財政再計算では経済的要素に関する前提が異なっている。その違いを簡記せよ。
- (2) この経済的要素についての前提を平成 6 年財政再計算と同じにしていたならば、財政見通しはどのように違っていたと考えられるか。
- (3) 平成 11 年財政再計算においては、厚生年金の保険料凍結措置が採られたため、免除保険料率も凍結されることとされたが、この様な保険料凍結措置が採られなかった場合には、免除保険料率は本来的にはどのような取り扱いとすべきであったと考えるか、所見を述べよ。

B. 厚生年金基金制度における代行制度に関連する次の問に答えよ。

- (1) 厚生年金基金制度における代行制度の意義、役割及び問題点について簡記せよ。
- (2) (1)を踏まえて、今後の代行制度のあり方について所見を述べよ。

以上

年金 2 解答例

問題 1

(1) 選択肢の答 イ

質問の答

年齢のみにより待期期間を設ける場合は 25 歳を超えてはならない。

また、年齢と加入員期間により待期を設ける場合は、年齢と加入員期間の待期期間を合算した数が「28」を超えてはならない。

(2) 選択肢の答 ウ

質問の答

各事業年度の特別掛金の総額を、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込み額に基金においてあらかじめ定めた償却割合を乗じた額とし、その賦課方法(掛金率または一人あたり掛金額)を各事業年度ごとに代議員会で別途定める方法。

この場合、償却割合は 0.15 以上 0.50 以下として財政計算時に定めること。

なお、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額が当該事業年度の標準掛金の総額以下になると見込まれるときには、当該事業年度において未償却過去勤務債務残高の見込み額の全部を償却できる。

(3) 選択肢の答 ウ

質問の答

1. 設立事業所の経営状態が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している(連合設立及び総合設立の基金にあっては、当該基金の設立事業所の大半の事業所において経営状態が著しく悪化している)。
2. 加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれる。
3. 加入員数が、厚生年金基金設立認可基準に比して著しく減少し、基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれる。
4. 1～3のいずれにも該当しない場合であって、基金設立後の事情変更等

により基金の運営を続けていくことが困難であると見込まれる。

(4) 選択肢の答 イ

質問の答

前回改正時(平成元年)に設定された、現役世代の名目賃金(標準報酬)の伸びに応じて定められた従来の再評価率に、前回改正以後の全被用者年金制度の加入者の標準報酬の上昇率(従来方式による再評価率の改定率)を乗じ、更に、これに前回改正以後の税・社会保険料を除いた賃金の変化や家計調査における手取り所得の変化等に基づいた率を乗じることにより、新しい評価率を設定している。

(5) 質問の答

給付の変更、給与規程の変更、定年延長、加入員数の大幅変動、責任準備金の確保、最低積立基準額および最低責任準備金の確保、掛金に係る規約の変更、合併及び分割、特例掛金に係る規約の変更、のうち7つ

問題2

(1)

掛金率の低い順	②<①<⑥<⑤	除外した案	③、④
---------	---------	-------	-----

(2)

以下に、説明すべき主なポイントを示す。(ここに記載のない事項でも問題の趣旨に沿ったものであれば配点している。)

1. 当該変更が給付減額に該当すること
 - ・ 該当理由について(プラスアルファによる判定)
 - ・ 給付設計の変更にあたっては給付水準が下がらないことを原則としていること(給付減額は加入員等の期待権あるいは既得権の侵害に繋がり、本来望ましくないこと)
2. 当該変更を実施する際の留意点
 - ・ 加入員等の同意が必要であること及びその概要

- ・ 経過措置に関する通知の概要またはその考え方

3. その他の留意点

- ・ 将来的に予定利率を引き上げる場合は(自主的でなくとも予定利率の下限に抵触することで引き上げが必要となることもある)、予定利率>年金換算率となり、選択一時金を減額させるかまたは年金換算率を見直す(給付改善)を行なう必要がある。

問題 3 - A

(1)

	平成 11 年財政再計算	平成 6 年財政再計算
1. 物価上昇率	年 1.5%	年 2.0%
2. 賃金上昇率	年 2.5%	年 4.0%
3. 運用利回り	年 4.0%	年 5.5%

(以上の記載があればよい。なお、次の内容についても記載があれば配点している。)

年金改定率 (新規裁定者分)	年 2.5% (平成 36 年財政再計算 期までは年 2.3%)	年 4.0% (但し、ネット所得を見込む) または、年 3.8%
-------------------	--	--

(2)

平成 6 年財政再計算の前提(経済的要素)とした場合の影響

1. 給付の見込み

賃金上昇率(および年金改定率)の増加により将来の給付の見込みが増加
物価上昇率の増加により将来の給付の見込みが増加

2. 収入の見込み

賃金上昇率の増加により将来の収入見込みが増加
運用利回りの増加により将来の収入見込みが増加

3. 全体としての影響

- ・厚生年金・国民年金の財政運営では部分積立（修正賦課）方式が採られ、積立金の水準が限定的であり、更に賃金上昇率と運用利回りの差が変わらないため、運用利回りの影響は全体の中でウェイトが小さい。
- ・物価上昇率、賃金上昇率（これに連動する年金改定率）の影響のウェイトが高いと言えるが、物価上昇率と賃金上昇率の差分が大きくなり、更に裁定後のスライドは物価で行うこととされているため、保険料収入見込みの増加による影響が相対的に大きく、最終保険料率が低くなっていたと考えられる。

(3)

(以下に論点の「例」を示すが、必ずしもこれに限定するものではない。どのような結論であるにしても、的確な現状認識・問題認識に基づいて、解答者の考察および結論を明解に述べていることが必要である。)

【現状および問題点】

- ・免除保険料率に上下限がある。
- ・免除保険料率の基礎となる代行保険料率算定の取扱いが以下のとおりである。
 1. 死亡率が平成6年財政再計算当時のものである。
 2. 予定利率が平成6年財政再計算当時の本体運用利回り見込みとなっている。
 3. 将来期間のみで算定されている。(過去期間の過不足の調整が為されていない。)
 4. 60～65歳の給付に係る保険料率は、全基金一律の9.8/1000となっている。

【免除保険料率をどのような取扱いとすべきか】

1. 最新の制度・統計の反映の観点
 - ・代行保険料率算定の際の予定利率をどうするか
 - ・代行保険料率算定の際の予定死亡率をどうするか
 - ・代行部分に係る法律改正（支給乗率引下げ、支給開始年齢引上げ等）への対応について

2. 本体との中立性確保の観点

- ・ 個別免除保険料率の導入（上下限撤廃）について
- ・ 60～65歳の給付（法律改正後の65～70歳の給付部分を含め）の代行保険料率算定上の取扱いについて
- ・ 個別の基金の事情と関わりなく生じる次の過去期間分の過不足への対応について
 - A. 死亡率改定に伴う過去期間分の負担増
 - B. 予定利率改定に伴う過去期間分の負担増
 - C. 本体運用利回りと予定利率の乖離分
 - D. その他法律改正に伴い生じる過去期間分の過不足

問題3-B

(1)

イ. 意義、役割

- ・ 老後の所得保証としての実質を備えた企業年金の普及
- ・ 代行部分と上乘せ部分の積立金をあわせた効率的な運用
- ・ 中小企業への年金制度の普及
- ・ 厚生年金の給付増に伴う企業の保険料負担増を基金設立により調整（厚生年金基金制度導入当初の目的の1つ）

ロ. 問題点

- ・ 運用環境の低迷による基金財政の悪化
→ 代行給付に係る利差損が発生し、企業負担が増加
- ・ 免除保険料率が被保険者間で不公平
→ 免除保険料率の個別化と、死亡率改訂等に対する財政調整の必要性
- ・ 新会計基準の導入
→ 代行給付に係る債務計上に伴う費用負担の増加

(2)

（以下に論点の「例」を示すが、必ずしもこれに限定するものではない。どのような結論であるにしても、的確な現状認識・問題認識に基づいて、解答者の考

察および結論を明解に述べていることが必要である。)

イ. 公的年金制度改正の流れ

少子・高齢化による公的年金財政の悪化

→ 支給開始年齢の引上げや年金額の適正化など

ロ. 公的年金、企業年金、個人年金の位置付け

公的部門の役割縮小と民間部門の役割増大への期待

ハ. 代行制度の必要性の再検証

a. 中小企業における年金制度のあり方

b. 公的年金積立金の一括運用 v s 民間の競争原理の中での効率運用

二. (1)の問題点への対処方法

a. 免除保険料率の完全個別化

b. 免除保険料率算定方法の見直し

c. 代行責任の考え方に関する再検討

ホ. (代行制度に肯定的な場合)

a. 代行制度に否定的な意見の問題点

・代行制度の役割を放棄することの意味・問題点に関する考察

・代行返上後基金の問題点に関する考察

b. 代行制度の新たなあり方

現在の代行制度の問題点への対応をどのようにすべきと考えるか、例えば厚生年金本体との一層の中立性を図る方策による効果などを考察し、結論としての新たな代行制度の仕組み・役割を導く。

ヘ. (代行制度に否定的な場合；例えば代行部分を返上すべきとする時)

a. イ～ニを踏まえた上で、代行制度に否定的な理由

b. 代行返上を行う場合に考えられる問題点整理

例えば、

・代行部分の返上先

- ・返上に伴う返還金の算定方法・返還方法
 - ・返上後の基金の在り方
 - ・返上前の加入員等にかかる受給権（既得権、期待権）の取扱い
 - ・現在の基金に対する優遇措置の取扱い
- c. 代行返上の具体的方法
- 問題点の解決方法に関する考察を行い、その結論として代行返上の具体的方法を導く。

以上